

## 各弁護士近況

### 大川 正二郎

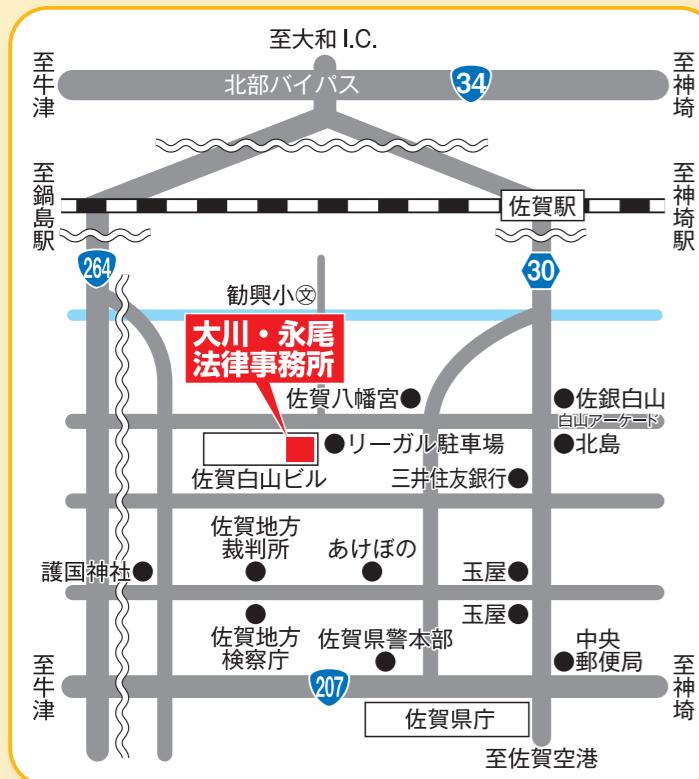
春になると、なぜか新しいことを始めたくなります。今年は楽器でも始めようかな、それとも思い切って社交ダンスに取り組もうかな、等々です。しかし、春を迎える度に確実に年老いてきているのも事実。時間にも体力にも限界があります。あれこれやってどれも中途半端に終わることも考えものです。そんなことより今取り組んでいる中国語と韓国語をなんとかしなければ。ということで、結局、何も新しいことは始めないことになりました。

### 永尾 竹則

昨年末、子どもが通うサッカークラブのイベントで保護者も一緒になって試合をする機会がありました。昔みたいに動けず筋肉の衰えを感じました。年に一度の健康診断ではウエストがメタボの一歩手前もあります。そこで、2月ころから少しずつですが腹筋を始めました。いつまで続くか分かりませんが、メタボにならぬよう、そして、いつ実現するか分かりませんが、めざします！割れた腹筋！そのうちご報告できればうれしいんですが。

### 鳥飼 亜由美

私の趣味である山登りの楽しみの一つは、頂上で食べるお昼ご飯です。最初は、登山前にコンビニでおにぎりを買ってお昼ご飯にすることが多かったのですが、段々、簡単なお弁当を作るようになりました。頑張って登った後に手作りのお弁当を食べると、味はさておき、達成感もひとしおです。最近は、さらに山ごはんを充実させようと、山用のガスや鍋を入手しました。今年度は、これらを使って、いろいろな山ごはんに挑戦したいと思います。



## 大川・永尾法律事務所

Tel. 0952-25-5432  
Fax. 0952-25-5535

### 業務時間

月～金 9:00～17:30  
(祝日除く)

### 所属弁護士

大川 正二郎  
永尾 竹則  
鳥飼 亜由美

おたより

## 第5号

# ほっと

大川・永尾法律事務所



### ごあいさつ

当事務所の名前が「大川・永尾法律事務所」に変わったから丸二年が経ちました。今回は、永尾からごあいさつ申し上げます。

二年前、自分の名前が当事務所名に入るということもあり、身も引き締まる思いで新たにスタートさせていただきました。以前にもまして依頼者の皆様にご満足いただけるように努力して参りましたが、まだまだその途上にあります。弁護士の業務分野がこのままで市民の皆様のニーズに応えられているのかというと決してそうではないと考えております。また、ご相談をいただく際には、弁護士に相談するのが初めてという方もいらっしゃいます。このようなことをお聞きすると、弁護士が法的紛争解決のスペシャリストであることを市民の皆様に対しても知つていただきうとする努力がまだまだ足りないと痛感させられます。これまでどおり顧客満足度地域No.1を目指すとともに、市民の皆様から親しみやすい法律事務所と思っていただき、さらに多様な法的ニーズに対応して行けるよう、弁護士、事務職員一同日々努力して参りますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成二十六年四月吉日

弁護士 永尾竹則



## まだ相続放棄できる?

今回は、相続放棄のお話です。

たとえば自分の親が亡くなれば相続が開始します。親に財産があればそれを他の相続人と分けますし(遺産分割)、何もなければそのままにしておくことになるでしょうし、逆に借金が多い場合は相続放棄することになるでしょう。

親自身が借り入れをして返済をしていた場合は、親の手元に請求書等があり、それを手掛かりに借金があることが分かりますが、もし、親が他人の保証人になっていた場合は、後になって初めて保証人であったことが分かることがあります。保証の額が小さければいいのですが、残された財産よりも多いこともあります。相続放棄をすればいいのですが、相続放棄は相続が開始してから3か月以内にしなければなりません。親が保証人であったことが分かることが相続開始後3か月以上経つからであることもあります。

相続開始後、3か月以上経つからでも相続放棄できるのでしょうか。

遺産はプラスもマイナスも何もないと思って放っておいた場合は、今からでも相続放棄できる余地があります。また、プラスの財産しかなく、それを他の相続人に全部相続させたような場合も、まだ相続放棄できる余地があります。

しかし、自分もいくらか遺産をもらったり、保証債務ほどではないにしても債務があることが分かったうえで遺産分割をしたような場合は、もう相続放棄できなくなるでしょう。

なお、以上で相続放棄できるといつても、家庭裁判所が認めてくれるというだけで、親の債権者からは請求を受けることがあります、その場合は最終的には裁判で決着をつけることになります。

結局、親が保証人をしていることが予想される場合は、相続放棄の熟慮期間を家庭裁判所で延長してもらい、しばらく様子を見ることが無難なようです。また、親としては、借金整理までいかなくても、せめて借金や保証のことは分かるようにしておいた方がいいですね。

弁護士  
**大川 正二郎**

## 会社を子どもに継がせたいけど。

会社を経営されている方の中には、そろそろ子どもの代に譲りたいのだけれど、できる限り争いないように継いでもらいたいと考えいらっしゃる方は多いと思います。

ですが、例えば、会社の株式も他の財産と同じように相続財産となりますので、相続が発生すると保有している自社株も相続の対象となり、相続人の数が複数の場合にそのままにしておくと株式も細分化されることになります。そうなると、会社の株式の大部分を保有していても相続人がそれぞれ保有することになり、会社の経営をめぐって争いになってしまいういう事態になりかねません。このような状況が生じないようにするには、後継者に株式を集中させるのも一つの方法ですが、その方法としては、株式の後継者への贈与等が考えられます。しかし、株式を集中させることができたとしても、贈与税など税金面で後継者が大きな負担を背負うことにもなってしまいます。また、遺言書等で相続の時に株式はすべて後継者に相続させるよう決めることもできますが、他の相続人から遺留分を主張されれば、その分は分けなければならなくなります。

弁護士  
**永尾 竹則**

このような事態にならないように、自己株式を取得したり、退職金を支払って株価を引き下げたりする方法も考えられますが、民法の遺留分制度の特例として、後継者が取得した株式等の財産に関して、推定相続人全員の合意により遺留分の算定に一定の制限を設けることができる制度を利用する方法も考えられます。そして、一定の要件を満たせば贈与税や相続税の納税が猶予されたり、さらには納税義務が免除される制度を利用する方法も考えられます。会社や家族の状況によって承継の方法は様々です。

いずれにしても、会社を子どもさんに継がせようとお考えであれば早めにその対策を立てておかれるにこしたことはありません。



## 大人になるということ

仕事柄、高校生や大学生に法律のお話をする機会があります。ジャンルは様々ですが、今から大人していく若者たちに対して共通して思うのは、「大人になる」ことの法的な意味をきちんと認識してほしい、ということです。

法律の世界では、未成年と成人では、その保護の度合いが大きく異なります。

成人すると、お酒を飲む、たばこを吸う、というように、未成年ではできなかった多くのことができるようになります。

しかしながら、色々なことができるようになる、というのは、逆に言えば、未成年の時に受けたいた法的な保護をうけられなくなり、自分一人で責任を負う場面が広がるということでもあります。

すなわち、成人する、というのは、法律的には、自分で、有効な法律行為(わかりにくいで「契約」と置き換えましょう。)をできる能力をもつ、ことを意味します。

未成年者は、原則として、この能力をもちません。ですから、親権者などの法定代理人の同意を得ずに未成年者が勝手に行なった契約は、原則として取り消すことができます。たとえば、インターネットで、勝手に、お小遣いではかえないような金額のものを買ってしまった場合、それがたとえ不当に契約させられたものでなくとも、未成年であれば、原則として、その契約を取り消すことができるのです。

しかしながら、成人になると、そろはいきません。契約をしたら、原則としてその契約に自ら責任を負わなければなりません。契約を取り消せるのは、詐欺や脅迫等によって不当に契約させられてしまった等、一定の場合に限られてしまい、未成年者のような手厚い保護はうけられなくなるのです。

20歳になると、「もう大人なんだから責任感を持ちなさい。」と色々な人から言われますが、責任感の中身を法律的に言うと、上記のようなことになります。

私自身の20歳の頃を振り返ると、「お酒が飲めるようになるな!」という単純なことしか考えておらず、そのくせ偉そうに語るものも何だかなあという気もするのですが、現在は、インターネット等も普及し、誘惑の多い世界に若者が簡単にアクセスできる時代ですから、大人になるということは、法的にも、より大きな責任を負うようになるのだということを予めしっかり認識してもらうことによって、若者の法的トラブルの予防になればと思っています。



弁護士  
**永尾 竹則**

## 会社を子どもに継がせたいけど。

会社を経営されている方の中には、そろそろ子どもの代に譲りたいのだけれど、できる限り争いないように継いでもらいたいと考えいらっしゃる方は多いと思います。

ですが、例えば、会社の株式も他の財産と同じように相続財産となりますので、相続が発生すると保有している自社株も相続の対象となり、相続人の数が複数の場合にそのままにしておくと株式も細分化されることになります。そうなると、会社の株式の大部分を保有していても相続人がそれぞれ保有することになり、会社の経営をめぐって争いになってしまいういう事態になりかねません。このような状況が生じないようにするには、後継者に株式を集中させるのも一つの方法ですが、その方法としては、株式の後継者への贈与等が考えられます。しかし、株式を集中させることができたとしても、贈与税など税金面で後継者が大きな負担を背負うことにもなってしまいます。また、遺言書等で相続の時に株式はすべて後継者に相続させるよう決めることもできますが、他の相続人から遺留分を主張されれば、その分は分けなければならなくなります。

このような事態にならないように、自己株式を取得したり、退職金を支払って株価を引き下げたりする方法も考えられます。民法の遺留分制度の特例として、後継者が取得した株式等の財産に関して、推定相続人全員の合意により遺留分の算定に一定の制限を設けることができる制度を利用する方法も考えられます。そして、一定の要件を満たせば贈与税や相続税の納税が猶予されたり、さらには納税義務が免除される制度を利用する方法も考えられます。会社や家族の状況によって承継の方法は様々です。

いずれにしても、会社を子どもさんに継がせようとお考えであれば早めにその対策を立てておかれるにこしたことはありません。

